| | | |

		金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの										金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの							
		(1)　日野郡の区域に係るもの						○	日野総合事務所長										
		(2)　(1)以外のもの		○															
		(四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			(四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
		16　同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止										17　同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止							
		(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○									(一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
		(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。(三)及び(四)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○								(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。(三)及び(四)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○					
		(三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの										(三)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○					
		(1)　日野郡の区域に係るもの						○	日野総合事務所長										
		(2)　(1)以外のもの		○															
		(四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			(四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
		17　同規則第41条の規定による工期の延長の承認										18　同規則第41条の規定による工期の延長の承認							
		(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○									(一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
		(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。(三)及び(四)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○								(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。(三)及び(四)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○					
		(三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの										(三)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○					
		(1)　日野郡の区域に係るもの						○	日野総合事務所長										
		(2)　(1)以外のもの		○															
		(四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			(四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
		18　同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求										19　同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求							
		(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更	○									(一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更	○						

| | | |

| | | |

			る場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの	○ ○										る場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの	○ ○						
			26　同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。(三)及び(四)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの (四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○					○ ○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長					27　同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。(三)及び(四)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○ ○				○	地方農林振興局長
			27　同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの	○ ○ ○					○	日野総合事務所長					28　同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○						
			28　同規則第58条第1											29　同規則第58条第1							

項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの	○ ○									項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの	○ ○						
29　同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの			○				○ ○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長								30　同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの		○				○	地方農林振興局長
30　同規則第60条第2項の規定による前金払に係る認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長											
31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの			○				○ ○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長								31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの		○				○	地方農林振興局長
32　同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長								32　同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認						○	地方農林振興局長

			33　同規則第66条第４項の規定による請負代金の部分払い (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が１億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの (１)　日野郡の区域に係るもの (２)　(１)以外のもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。）が１億円未満の工事に係るもの			○ ○			○ ○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長											33　同規則第66条第４項の規定による請負代金の部分払い (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が７,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合を除く。）が７,000万円未満の工事に係るもの		○ ○					地方農林振興局長	
			34　同規則第67条第１項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が１億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの (１)　日野郡の区域に係るもの (２)　(１)以外のもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。）が１億円未満の工事に係るもの			○ ○			○ ○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長											34　同規則第67条第１項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が７,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合を除く。）が７,000万円未満の工事に係るもの		○ ○					地方農林振興局長	
			35　同規則第69条第１項及び第70条第１項の規定による請負契約の解除 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。））が５億円未満の工事に係るもの	○ ○																	35　同規則第69条第１項及び第70条第１項の規定による請負契約の解除 (一)　請負対象設計金額が２億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合を除く。））が２億円未満の工事に係るもの	○ ○							
			36　同規則第72条第１項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が	○																36　同規則第72条第１項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が	○							

		１億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。）が１億円未満の工事に係るもの	○										7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの	○						
		37　同規則第72条第７項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。）。(三)において同じ。）が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの	○	○					○	日野総合事務所長			37　同規則第72条第７項の規定による当該物件の処分等の決定 (　)　請負対象設計金額が２億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合を除く。）。(三)において同じ。）が１億円以上２億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの	○	○	○				
	三　鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	１　農林水産部（水産課及び漁港課を除く。）関係の補助金（知事が別に定めるものに限る。）に係る事務（2,000万円以上の農林土木工事及び知事が特に必要と認めた補助金に係る鳥取県補助金等交付規則第15条第１項の規定による補助事業等の完了の届出があったときの検査及び同条第２項の規定による検査又は同規則第16条第２項の規定による是正措置の指示を除く。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所長		三　鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	１　農林水産部（水産課及び漁港課を除く。）関係の補助金（知事が別に定めるものに限る。）に係る事務（2,000万円以上の農林土木工事及び知事が特に必要と認めた補助金に係る鳥取県補助金等交付規則第15条第１項の規定による補助事業等の完了の届出があったときの検査及び同条第２項の規定による検査又は同規則第16条第２項の規定による是正措置の指示を除く。）						○	地方農林振興局長
	四　調査委嘱規則（昭和50年農林漁業金融公庫規則第３号）第２条第３項の規定に基づく事務	１　同規則第２条第３項の規定による農林漁業金融公庫への書類の提出 (一)　農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第１に規定する資金に係るもの (1)　同表第１号(一)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書 (2)　同表第１号(二)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（当該資金の借受者が、財団法人鳥取県造林公社以外の者である場合に限る。） (3)　同表第１号(三)に規定する資金に係る貸付							○ ○ ○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長 地方農林振興局長 日野総合事務		四　農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第２条第３項の規定に基づく事務	１　同規則第２条第３項の規定による農林漁業金融公庫への書類の提出 (一)　農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第１に規定する資金に係るもの (1)　同表第１号(一)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書 (2)　同表第１号(二)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（当該資金の借受者が、財団法人鳥取県造林公社以外の者である場合に限る。） (3)　同表第１号(三)に規定する資金に係る貸付						○ ○ ○	地方農林振興局長 地方農林振興局長 地方農林振興局長

		対象事業調書								所農林局長	
		(4)　同表第１号(四)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		(5)　同表第１号(四の二)に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		(6)　同表第１号(八)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（林業関係資金での地方農林振興局に係る事業資金に限る。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		(7)　同表第１号(九)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、意見書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（林業関係資金に限る。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		(8)　同表に規定する資金で(1)から(7)までに掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等		○							
		(二)　農林業金融公庫法別表第２に規定する資金に係るもの									
		(1)　同表第４号に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		(2)　同表に規定する資金で(1)に掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等		○							
	五　略										
農政課	一　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略									
		6　同法第８条第４項の規定による農業振興地域整備計画の協議（ただし、当該計画のうち農用地利用計画については同意。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		7　略									
		7の2　同法第11条第５項の規定による農用地利用計画の決定に伴う審査の申立てに対する裁決							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		8　同法第13条第３項の規定による農業振興地域整備計画を変更するための措置をとるべきことの指示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		8の2　同法第13条第４項において準用する同法第８条第４項の規定による農業振興地域整備計画の変更の同意							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		8の3　略									
		9　同法第13条の２第３項の規定による交換分合計画の認可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		10　同法第15条第４項の規定による土地利用についての勧告							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		11　同法第15条の７第１項の規定による特定利用権の設定に関							○	地方農林振興局長 日野総合事務	

		対象事業調書									
		(4)　同表第１号(四)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書							○	地方農林振興局長	
		(5)　同表第１号(四の二)に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	地方農林振興局長	
		(6)　同表第１号(八)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（林業関係資金での地方農林振興局に係る事業資金に限る。）							○	地方農林振興局長	
		(7)　同表第１号(九)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、意見書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（林業関係資金に限る。）							○	地方農林振興局長	
		(8)　同表に規定する資金で(1)から(7)までに掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等			○						
		(二)　農林業金融公庫法別表第２に規定する資金に係るもの									
		(1)　同表第４号に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	地方農林振興局長	
		(2)　同表に規定する資金で(1)に掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等			○						
	五　略										
農政課	一　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略									
		6　同法第８条第４項の規定による農業振興地域整備計画の協議（ただし、当該計画のうち農用地利用計画については同意。）							○	地方農林振興局長	
		7　略									
		7の2　同法第11条第５項の規定による農用地利用計画の決定に伴う審査の申立てに対する裁決							○	地方農林振興局長	
		8　同法第13条第２項の規定による農業振興地域整備計画を変更するための措置をとるべきことの指示							○	地方農林振興局長	
		8の2　同法第13条第３項の規定による農業振興地域整備計画の変更の認可							○	地方農林振興局長	
		8の3　略									
		9　同法第13条の２第３項の規定による交換分合計画の認可							○	地方農林振興局長	
		10　同法第15条第４項の規定による土地利用についての勧告							○	地方農林振興局長	
		11　同法第15条の７第１項の規定による特定利用権の設定に関							○	地方農林振興局長	

	する承認								所農林局長
	12　同法第15条の10第１項の規定による特定利用権の設定に関する裁定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	13　同法第15条の13の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	14　同法第15条の15第１項の規定による農用地区域内における開発行為の許可及び同条第６項の規定による県農業会議からの意見の聴取							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	15　同法第15条の16の規定による違反開発行為に対する監督処分							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	16　同法第15条の17第１項の規定による農用地区域外の区域内における開発行為についての勧告							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	17　同法第18条の13の規定による協定に関する助言及び指導							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
二　農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第３条第１項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　略								
	3　同法第４条第１項の規定による農地の転用の許可及び同条第３項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二)　(一)以外のもの	 ○						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　同法第５条第１項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同条第３項において準用する同法第４条第３項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二)　(一)以外のもの	 ○						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5～34　略								
	35　同法第83条の２の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一)　地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長が許可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの	 ○						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
三及び四　略									
五　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務									

	する承認								
	12　同法第15条の10第１項の規定による特定利用権の設定に関する裁定							○	地方農林振興局長
	13　同法第15条の13第１項の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認							○	地方農林振興局長
	14　同法第15条の15第１項の規定による農用地区域内における開発行為の許可							○	地方農林振興局長
	15　同法第15条の16第１項の規定による違反開発行為に対する監督処分							○	地方農林振興局長
	16　同法第15条の17の規定による農用地区域外の区域内における開発行為についての勧告							○	地方農林振興局長
	17　同法第18条の13の規定による協定に関する助言及び指導							○	地方農林振興局長
二　農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条第１項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可							○	地方農林振興局長
	2　略								
	3　同法第４条第１項の規定による農地の転用の許可 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二)　(一)以外のもの	 ○						○	地方農林振興局長
	4　同法第５条第１項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二)　(一)以外のもの	 ○						○	地方農林振興局長
	5～34　略								
	35　同法第83条の２の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一)　地方農林振興局長が許可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの	 ○						○	地方農林振興局長
三及び四　略									
五　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第24条第１項の規定による農業委員会の委員の議事参与の制限の排除の認定		○						
	2　同法第31条の規定による農業委員会に対する必要な助言、資料の提出、その他必要な協力							○	地方農林振興局長
	3　同法第32条第１項の規定による総会又は部会の会議の議決の再議の命令		○						

		1　略								
		2　略								
		3　略								
	六～十　略									
	十一　その他の事務	1　農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 （一）　水産基盤整備事業に係る工事に係るもの （二）　（一）以外の工事に係るもの （１）　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの （２）　請負対象設計金額が１億円以上２億円未満に係るもの イ　日野郡の区域に係るもの ロ　イ以外のもの （３）　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの（大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合土地改良事業、米子地方農林振興局及び日野総合事務所の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業に係るものを除く。）			○ ○ ○ ○				○ ○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
経営指導課	一～六　略									
	七　自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第５条第１項の規定による貸付適格の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	八　鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第２号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同規則第３条の規定による利子補給契約に基づく利子補給の承認及び変更の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	九　鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	十　農業信用保証保険法施行令（昭和36年政令第348号）第８条の規定により知事の権限に属するものとされた農業信用保証	1及び２　略								

		4　同法第32条第２項の規定による総会又は部会の会議の議決の取消し		○						
		5　略								
		6　同法第47条の２第２項第１号又は第４号の規定による常任会議員の定数の決定		○						
		7　略								
		8　略								
	六～十　略									
	十一　その他の事務	1　農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 （一）　沿岸漁場整備開発事業又は漁港整備事業に係る工事に係るもの （二）　（一）以外の工事に係るもの （１）　請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの （２）　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの（大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合土地改良事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業に係るものを除く。）			○ ○				○	地方農林振興局長
経営指導課	一～六　略									
	七　自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第５条第１項の規定による貸付適格の認定							○	地方農林振興局長
	八　鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第２号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同規則第３条の規定による利子補給契約に基づく利子補給の承認及び変更の承認							○	地方農林振興局長
	九　鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年６月鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	十　農業信用保証保険法施行令（昭和36年政令第348号）第７条の規定により知事の権限に属するものとされた農業信用保証	1及び２　略								

保険法（昭和36年法律第204号）に基づく事務										
十一～十三　略										
十四　鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和60年鳥取県規則第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略									
十五及び十六　略										
十七　鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）に基づく知事の権限に属する事務	1～24　略									
十八　略										
十九　青年の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略									
	2　同法第４条第１項の規定による就農計画の受理							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	3　同法第４条第３項の規定による就農計画の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	4　同法第４条第４項の規定による認定就農計画の変更の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	5～11　略									
二十　略										
二十一　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第26条の規定による経営改善又は振興のための計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
二十二　その他の事務	1及び2　略									
	3　農地等取得資金融通取扱要綱（昭和38年38農地B第2609号農林事務次官依命通達）第２の１に基づく当該資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	4　農山漁村経営改善資金融通事務取扱要領（昭和47年47農政第1390号農林事務次官依命通達）第２に基づく経営改善計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
生産振興課	一～四　略									
	五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～9　略								
		10　同法第45条第２項の規定による小売業の変更登録申請書の受理		○						
		11　略								
	六　略									

保険法（昭和36年法律第204号）に基づく事務										
十一～十三　略										
十四　鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和60年8月鳥取県規則第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略									
十五及び十六　略										
十七　鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年3月鳥取県規則第12号）に基づく知事の権限に属する事務	1～24　略									
十八　略										
十九　青年の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略									
	2　同法第４条第１項の規定による就農計画の受理							○	地方農林振興局長	
	3　同法第４条第３項の規定による就農計画の認定							○	地方農林振興局長	
	4　同法第４条第４項の規定による就農計画の変更の認定							○	地方農林振興局長	
	5～11　略									
二十　略										
二十一　その他の事務	1及び2　略									
	3　農地等取得資金融通取扱要綱第２の１に基づく当該資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定							○	地方農林振興局長	
	4　農山漁村経営改善資金融通事務取扱要領第２に基づく経営改善計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	地方農林振興局長	
生産流通課	一～四　略									
	五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～9　略								
		10　同法第45条第１項の規定による小売業の変更登録		○						
		11　略								
	六　略									

七　鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第１号）に基づく知事の権限に属する事務	１及び２　略								
八　略									
九　略									
十　略									
十一　略									
十二　略									
十三　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同法第３条第１項、第３項及び第４項の規定による導入指針の策定、変更及び公表		○						
	２　同法第４条第３項の規定による導入計画の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	３　同法第５条第１項の規定による導入計画の変更の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	４　同法第５条第２項の規定による認定の取消し							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	５　略								
十四　鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同条例第２条の規定による利用の許可			○					
	２　同条例第４条の規定による必要な措置の命令			○					
	３　同条例第６条第２項の規定による利用料金の承認		○						
	４　同条例第６条第３項の規定による利用料金の告示		○						
十五　鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（平成13年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同規則第７条の規定による利用料金の減免の承認		○						
十六　略									
畜産課	一　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）	１　同法第２条の３第３項又は第４項の規定による計画の作成又は当該計画の変更についての農林水産大臣への協議		○					
	七　大豆なたね交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同法第５条第１項の規定による大豆なたねの集荷の業務を行う者の登録				○			地方農林振興局長
	八　大豆なたね交付金暫定措置法施行令（昭和36年政令第417号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同令第８条第４項の規定による大豆なたね集荷業者登録証の交付				○			地方農林振興局長
		２　同令第11条の規定による登録集荷業者の登録の取消し				○			地方農林振興局長
		３　同令第13条の規定による登録集荷業者の業務の廃止又は登録集荷業者の死亡若しくは解散の届出の受理				○			地方農林振興局長
	九　鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年３月鳥取県条例第１号）に基づく知事の権限に属する事務	１及び２　略							
	十　略								
	十一　略								
	十二　略								
	十三　略								
	十四　略								
	十五　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同法第３条第１項、第３項及び第４項の規定による導入指針の策定、変更、公表		○					
		２　同法第４条第３項の規定による導入計画の認定						○	地方農林振興局長
		３　同法第５条第２項の規定による認定の取消し						○	地方農林振興局長
		４　同法第５条第３項の規定による導入計画の変更の認定						○	地方農林振興局長
		５　略							
	十六　略								
	畜産課	一　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）	１　同法第２条の３の規定による計画の作成及び当該計画についての農林水産大臣への認定申請又は当該計画の内容の変更		○				

に基づく知事の権限に属する事務										
	2　同法第２条の４第３項において準用する同法第２条の３第３項の規定による市町村計画の協議			○						
	3　同法第２条の４第３項において準用する同法第２条の３第４項の規定による市町村計画の変更の協議			○						
	4～6　略									
	7　同法第５条の規定による集約酪農振興計画の変更についての農林水産大臣への協議		○							
	8～21　略									
二　略										
三　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第８条の規定による生乳生産者団体の指定の公示及び農林水産大臣への届出		○							
	2及び3　略									
四及び五　略										
六　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく知事の権限に属する事務	1～17　略									
	18　同法第15条の規定による患畜又は疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行の制限又は遮断		○							
	19～22　略									
	23　同法第30条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令								○	家畜保健衛生所長
	24　同法第31条第１項の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための検査等の実施								○	家畜保健衛生所長
	25～34　略									
七　家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第２条の規定による通行が制限又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への通報又は市町村長からのその旨の報告の受理								○	家畜保健衛生所長
八～十　略										
十一　獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略									
	2　同法第21条第５項に規定する身分を示す証明書の交付								○	家畜保健衛生所長
十二　略										
十三　獣医療法施行令（平成４年政令第274号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第４条第１項の規定による認定診療施設整備計画の変更の認定		○							
	2　同令第４条第３項の規定による認定診療施設整備計画の認定の取消し		○							
十四　獣医療法施行規則（平成４年農林水産省令第44号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第20条第１								○	家畜保健衛生

に基づく知事の権限に属する事務	についての農林水産大臣への認定申請									
	2　同法第２条の４第１項の規定による市町村計画の認定			○						
	3　同法第２条の４第３項において準用する同法第２条の３第３項の規定による市町村計画の変更の認定			○						
	4～6　略									
	7　同法第５条の規定による集約酪農振興計画の変更の承認についての農林水産大臣への申請		○							
	8～21　略									
二　略										
三　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第８条の規定による生乳生産者団体の指定の工事及び農林水産大臣への届出		○							
	2及び3　略									
四及び五　略										
六　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく知事の権限に属する事務	1～17　略									
	18　同法第15条の規定による患畜又は疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行のしゃ断		○							
	19～22　略									
	23　同法第29条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令								○	家畜保健衛生所長
	24　同法第30条第１項の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための検査等の実施								○	家畜保健衛生所長
	25～34　略									
七　家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第２条の規定による通行がしゃ断されるべき場所を管轄する警察署長への通報又は市町村長からのその旨の報告の受理								○	家畜保健衛生所長
八～十一　略										
十一　獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略									
	2　同法第21条第４項に規定する身分を示す証明書の交付								○	家畜保健衛生所長
十二　略										
十三　獣医療法施行規則（平成４年農林水産省令第44号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第６条の規定によるエックス線装置を備えた診療施設の管理者からのその診療施設の名称等の届出の受理								○	家畜保健衛生所長
	2　同規則第20条の規								○	家畜保健衛生

	項の規定による診療施設の管理者からの事故による放射線障害の発生又は発生のおそれがある旨の報告の受理								所長
十五　牧野法（昭和25年法律第194号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定により届出を受理した牧野管理規程のある牧野への立入検査又は牧野管理規程に違反している場合における必要な措置を採るべき旨の指示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　同法第9条の規定による草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関し採るべき措置の指示（以下畜産課の項の十九の3から5までにおいて「牧野の改良及び保全の指示」という。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	3　同法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　同法第12条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5及び6　略								
十六　略									
十七　略									
十八　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第9条の規定により知事の権限に属するものとされた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	3　同法第20条第1項及び第2項の規定による製造業者等からの業務に関する報告の聴取		○						
	4　同法第21条第1項及び第2項の規定による製造業者等の事業場等への立入検査等の実施		○						
	5　同法第21条第6項の規定による収去された飼料等の試験の結果の概要の公表		○						
十九　薬事法に基づく知事の権限に属する事務（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。）	1　同法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新							○	家畜保健衛生所長
	2　略								
	3　略								
	4　略								
	5　略								
	6　略								
	7　略								
	8　略								
	9　略								
	10　略								
	11　略								

	定による診療施設の管理者からの事故による放射線障害の発生又は発生のおそれがある旨の報告の受理								所長
	3　同規則第23条第1項の規定による認定診療施設整備計画の変更の認定		○						
	4　同規則第23条第2項の規定による認定診療施設整備計画の認定の取り消し		○						
十四　牧野法（昭和25年法律第194号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定により届出を受理した牧野管理規程のある牧野への立入検査又は牧野管理規程に違反している場合における必要な措置を採るべき旨の指示							○	地方農林振興局長
	2　同法第9条の規定による草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関し採るべき措置の指示（以下畜産課の項の十四の3から5までにおいて「牧野の改良及び保全の指示」という。）							○	地方農林振興局長
	3　同法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更							○	地方農林振興局長
	4　同法第12条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査							○	地方農林振興局長
	5及び6　略								
十五　略									
十六　略									
十七　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第7条の規定により知事の権限に属するものとされた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	3　同法第20条第1項の規定による製造業者等からの業務に関する報告の聴取		○						
	4　同法第21条第1項の規定による製造業者等の事業場等への立入検査等の実施		○						
	5　同法第21条第5項の規定による収去された飼料等の試験の結果の概要の公表		○						
十八　薬事法に基づく知事の権限に属する事務（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。）	1　略								
	2　略								
	3　略								
	4　略								
	5　略								
	6　略								
	7　略								
	8　略								
	9　略								
	10　略								

	12　略								
	13　略								
	14　略								
	15　略								
二十　薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第３条の規定による許可証の書換交付							○	家畜保健衛生所長
	2　同令第４条の規定による許可証の再交付							○	家畜保健衛生所長
二十一　略									
二十二　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第４条の規定による指導及び助言							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　同法第５条第１項の規定による勧告		○						
	3　同法第５条第２項の規定による命令		○						
	4　同法第６条の規定による報告の徴収及び立入検査の実施							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5　同法第８条の規定による計画の策定及び変更		○						
	6　同法第９条第３項の規定による処理高度化施設整備計画の認定			○					
	7　同法第10条第１項の規定による処理高度化施設整備計画の変更の認定			○					
	8　同法第10条第２項の規定による処理高度化施設整備計画の認定の取消し			○					
	9　同法第13条の規定による処理高度化施設整備計画の実施状況の報告の徴収			○					
二十三　鳥取県手数料徴収条例に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条の規定による手数料の減免（同条例第２条第218号及び第219号並びに第223号から第225号までに規定する手数料に係るものに限る。）							○	家畜保健衛生所長
二十四　鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第９号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第４条の規定による手数料の減免							○	家畜保健衛生所長
耕地課	一　農林土木工事（大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業、米子地方農林振興局及び日野総合事務所の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業に係る農林土木	1　農林土木工事に係							

	11　略								
	12　略								
	13　略								
	14　略								
十九　略									
二十　鳥取県手数料徴収規則（昭和31年１月鳥取県規則第１号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第４条第１項第２号の規定による手数料の減免（同規則別表第143号から第148号までに規定する手数料に係るものに限る。）							○	家畜保健衛生所長
耕地課	一　農林土木工事（大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業、沿岸漁場	1　農林土木工事の執行の決定 （一）　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下農林水産部共通の項の一及び二において同じ。）が２億円以上の工事に係るもの （二）　請負対象設計金額が500万円以上２億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの	○ ○ ○							
		2　農林土木工事に係							